

# 国民年金のおしらせ

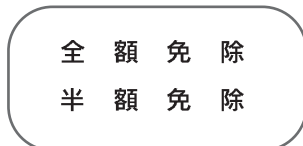
## 「保険料の免除制度」が利用しやすくなりました

### 「多段階の一部納付(免除)制度」が平成18年7月からスタート

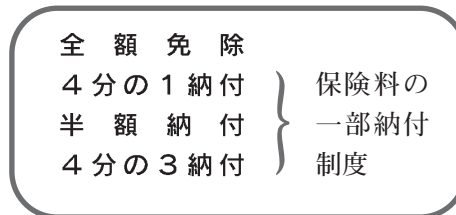
国民年金は老後のためだけではなく、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金、遺族基礎年金であなたとご家族をサポートします。

国民年金保険料は月額13,860円(平成18年度)ですが、経済的理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをしていただくことにより、「保険料の納付が全額免除又は一部納付(一部免除)となる制度」があります。

平成18年6月まで



平成18年7月から



★平成18年度における1カ月の一部納付額は次のとおりです★

	一部納付額	免除される額
4分の1納付	3,470円	10,390円
半額納付	6,930円	6,930円
4分の3納付	10,400円	3,460円

★免除の対象となる所得のめやす★

※上段は所得額、下段は収入額です。

	単身世帯	2人世帯 (夫婦のみ)	4人世帯 (夫婦、子2人(16歳未満))
全額免除	57万円 (122万円)	92万円 (157万円)	162万円 (257万円)
4分の1納付	93万円 (158万円)	142万円 (229万円)	230万円 (354万円)
半額免除	141万円 (227万円)	195万円 (304万円)	282万円 (420万円)
4分の3納付	189万円 (296万円)	247万円 (376万円)	335万円 (486万円)

申請免除の対象となる人のうち「所得が一定以下の人」が申請をする場合、所得の額によって免除になるかが決まります。所得は本人だけでなく、配偶者や世帯主も各段階の免除基準に該当していることが必要です。

※2人世帯と4人世帯は夫婦のどちらかのみに所得がある場合です。

※社会保険料控除などの控除額は個人により異なるため、この表はあくまでもめやすです。

### 免除となる期間

免除期間は7月から翌年の6月までです。申請が遅れても7月までさかのぼって免除が認められます。原則として毎年度申請が必要です。

### ご注意ください

一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合は、一部免除が無効となり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間には含まれませんので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。

問合せ 山梨社会保険事務局大月事務所 ☎(22)3811  
市民生活課 国民年金担当